# 成年後見制度利用促進会議令 （平成二十八年政令第二百十五号）

#### 第一条（会長）

会長は、会務を総理する。

##### ２

会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第二条（庶務）

成年後見制度利用促進会議（次条において「会議」という。）の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において処理する。

#### 第三条（会議の運営）

前二条に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

# 附　則

##### １

この政令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。